

運輸安全委員会は、令和2年3月26日(木)、

船舶事故等調査報告書45件(事故40件、インシデント5件)、及び軽微事案の船舶事故等調査報告書41件(事故26件、インシデント15件)を、ホームページで公表しました。

45件のうち、事故40件の内訳は、船舶間の衝突11件、(乗客等の)死傷9件、乗揚8件、(橋脚等への)衝突5件、転覆4件、火災2件及び浸水1件、また、インシデント5件は、運航不能3件(機関故障2、舵故障1)、座洲及び運航阻害各1件です。

このうち、重大事案(東京)1件の概要を、別紙のとおりご紹介します。

公表された船舶事故等調査報告書をもとに、当協会の責任で編集しましたので、ご参考にして下さい。

なお、詳細は、運輸安全委員会のホームページでご確認願います。

[新潟県佐渡島東方沖でジェットfoilが水中浮遊物と衝突して乗船者109人が負傷した事故]

http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2020/MA2020-3-1_2019tk0008.pdf

また、軽微事案41件のうち、事故26件の内訳は、乗揚10件、船舶間の衝突7件、(防波堤等への)衝突3件、浸水3件、負傷2件及び転覆1件であり、インシデント15件の内訳は、運航不能14件(機関故障8件、絡索3件、舵故障、電源喪失及び燃料供給不能各1件)及び運航阻害1件です。

旅客船A 衝突(水中浮遊物)による乗船者負傷事故

【事故概要】 A船(277.32トン)は、佐渡市両津港に向けて約41.7ノットで翼走中、水中浮遊物と衝突し、旅客108人及び乗組員1人が負傷し、右舷船尾部の破口等を生じた。

【発生日時】 平成31年3月9日 12時16分ごろ

【発生場所】 新潟県佐渡市姫埼東方沖(姫埼灯台から072° 2.7海里付近)

【死傷者】 重傷55人(旅客 うち38人が腰椎骨折)
重傷者を除く負傷54人(旅客53人、乗組員1人)

〈原因等〉

本事故は、左舷船首方至近の海中に水中浮遊物を初認した際、回避操作を行ったものの避けることができず、水中浮遊物と後部フォイルとが衝突したため、多数の旅客が腰椎骨折等を負ったことにより発生した。

- ・初認した際、水中浮遊物が本船の回避可能な距離よりも近距離であった。
- ・水中浮遊物が海中にあったため、至近になるまで視認できなかった。
- ・後部フォイルが水中浮遊物に衝突した後、後部フォイルが後方に回転し、船尾部が落下するとともに後部フォイルが水の抵抗により船体を海面に引き込んだ結果、船尾船底部が海面に打ち付けられ、大きな上方向及び後方向の加速度が発生し、旅客が強い衝撃を受けたため、多数の旅客が腰椎骨折等を負った。

〈再発防止策〉 (1) 運航者は、海上保安庁の海洋生物等の目撃情報、ハザードマップや事業者間の連絡による鯨類等の目撃情報の活用、見張りの強化、UWSの運用強化等の安全確保を維持すること。(UWS:アンダーウォータースピーカーの略で、鯨類の忌避する音声を水中に発生する。) (2) 運航者及び船長は、海洋生物、流木等の情報や、海洋生物が多く発見される時期等には、可能な限り減速して運航すること。また、減速区間を適時適切に見直すこと。(3) 操船者は、避航が難しいと判断したときは、直ちに推力を全速力後進とし、翼深度を深くするとともに舵を中央とする操船に努めること。 (4) 腰椎骨折等を最大限防止するため、①船舶所有者は、衝撃力の吸収が十分と認められる座席、座席クッションを備える等の措置を講ずること。②運航者は、再発の可能性がある時期等には、高齢と認められる者は、客室前部等の衝撃が比較的小さな座席に誘導すること。



(5) 船舶所有者は、座席背面に緩衝材を取り付ける等の対策を講じること。3点式シートベルトを装備することが望ましい。

(6) 運航者及び乗組員は、シートベルトの着用が確実・適正に行われるよう、引き続き周知徹底を図る。

(7) 運航者は、多数の負傷者が生じた場合の対応要領を取りまとめ、定期的な訓練を実施すること。

〈勧告〉

国土交通大臣に対し、再発防止策の朱書き下線部を、運航者が実施するよう指導することを勧告した。

〈その他の情報〉

本事故後、国土交通省及び船舶所有者が、それぞれ再発防止策等を講じた(報告書参照)。